

第三者行為誓約書

東久留米市国民健康保険の下記被害者（被保険者）が受けた保険給付は、下記加害者の不法行為に基づくものですので、次の事項を遵守す

第三者行為が相手（車 OR バイク）の交通事故で自賠責保険のみを利用する場合は、本「誓約書」の提出は必要ありません。

※上記交通事故以外の場合は提出が必要です。

（例：相手が自転車の交通事故、傷害事件、スキーの衝突事故等）

- 1 保険給付額確定時に過失割合により損害賠償金

令和 6 年 4 月 15 日

誓約者

住所 〇〇市〇〇町 1-1-1
△△損害賠償サービスセンター

電話番号 042(〇〇〇)〇〇〇〇

氏名 △△保険株式会社 印

誓約者に、市が負担した保険給付分を請求させていただきます。

東久留米市長 殿

記

被害者 (被保険者)	住所	東久留米市本町 3-3-1
	氏名	東久留米 次郎
加害者	住所	東久留米市〇〇町 1-1-1
	氏名	東京 花子
加害者と誓約者との関係 (※)		加害者の任意保険会社

※印欄は、誓約者と加害者が異なる場合のみ記入してください。